

○伊那市議会政策サポーター要綱

令和5年12月18日

議会告示第8号

(目的)

第1条 この告示は、議会及び委員会において市民の意見等を起点とした政策立案を行うための伊那市議会政策サポーター（以下「サポーター」という。）制度を設けることにより、市民の市議会への参加を促進し、もって開かれた議会を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住又は市内の企業、学校等に就労若しくは就学している者をいう。
- (2) 専門的な知識等を有する者 学術、文化、福祉、教育、経済等の各分野における専門的な知識及び経験を有する者をいう。

(構成)

第3条 市民サポーターは市民で構成するサポーターとし、定数は15人以内とする。

- 2 専門的サポーターは専門的な知識等を有する者で構成するサポーターとし、定数は5人以内とする。

(役割)

第4条 市民サポーターは、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 委員会において必要と認めたとき、政策立案の調査又は議案等の審査のための参考意見を述べること。
 - (2) 前号の参考意見を述べる機会がない場合にあっては、委員会の委員と毎年5月から翌年4月までの間に1回以上、当該委員会に係る所管事項全般について意見交換を行うこと。
- 2 専門的サポーターは、次に掲げる役割を担うものとする。
 - (1) 委員会において必要と認めたとき、政策立案の調査又は議案等の審査のための参考意見を述べること。
 - (2) 議長が必要と認めたとき、政策立案の調査又は議案等の審査のための参考意見を述べること。

(募集方法及び任期)

第5条 サポーターの募集方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市民サポーター あらかじめ登録を希望する委員会を選択した公募者のうちから議長が委嘱するものとする。この場合において、議長は、適当と認めた団体等に対し適任者の推薦を依頼することができるものとする。

(2) 専門的サポーター 政策立案の調査又は議案等の審査の対象となる事項に応じて議長が委嘱するものとする。

2 市民サポーターの任期は、2年を限度とする。ただし、再任を妨げない。

3 サポーターの氏名は、伊那市議会ホームページ等により、公開するものとする。

(謝礼等)

第6条 サポーターへの謝礼等は、予算の範囲内で次のとおり支給することができる。

(1) 市民サポーター 記念品

(2) 専門的サポーター 謝礼金

(解嘱)

第7条 議長は、サポーターが次の各号のいずれかに該当するときは、任期中であっても、これを解嘱することができる。

(1) サポーターから辞任の申出があったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、議長がサポーターとして適当でないと認めたとき。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この告示の施行に関し必要な準備行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。

(別記様式)

伊那市議会政策サポーター一申込書

[illegible]